

名古屋市告示第 346 号

個人演説会に係る公営施設設備及び費用額について

平成29年名古屋市告示第 174 号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119 条第 2 項に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び第 121 条に基づく個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額）の一部を次のように改正します。

令和 7 年 7 月 2 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

別表 5 名古屋国際センターを加える。

5 名古屋国際センター

個人演説会等公営施設設備

施設 の 名 称	演説会場 にあて る 場所	同左の面積	聴衆席	演 壇 の有無	照 明 設 備 の有無	拡声機 設 備 の有無
名 古 屋 国際センター	ホール (別棟)	250 m ²	椅子 250 脚 250 人	有	有	有
備考 使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、会場の運営、後片づけ及び清掃の時間を含む。						

個人演説会等公営施設設備費用額

施設 の 名 称 及 び 演 説 会 場 に あて る 場 所	演説会場に あて る 場 所 の 面 積	基 本 額											
		平 日 の 費 用 額						土曜日、日曜日等の費用額					
		午 前	午 後	午 前 午 後	夜 間	午 後 夜 間	終 日	午 前	午 後	午 前 午 後	夜 間	午 後 夜 間	終 日
名古屋 国際センター ホール (別棟)	250 m ²	円 53,200	円 70,700	円 112,000	円 53,200	円 112,000	円 140,000	円 101,000	円 135,000	円 212,000	円 101,000	円 212,000	円 270,000
備考 1 この表中「日曜日等」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいい、「平日」とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。 2 この表中「午前」とは、午前 9 時から正午まで、「午後」とは、午後 1 時から午後 5 時まで、「午前午後」とは、午前 9 時から午後 5 時まで、「夜間」とは、午後 6 時から午後 9 時まで、「午後夜間」とは、午後 1 時から午後 9 時まで、「終日」とは、午前 9 時から午後 9 時までをいう。 3 拡声機設備（マイクロホン 1 本あたり）を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては 600 円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては 1,200 円を、終日の区分による使用にあつては 1,800 円をこの表に加算した額とする。 4 照明設備のうちホール用スポットライト（1 台あたり）を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては 500 円、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつては 1,000 円を、終日の区分による使用にあつては 1,500 円をこの表に加算した額とする。 5 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片づけ及び清掃の時間を含む。													

名古屋市観光文化交流局総務課